

【海外出張】

ウズベキスタンにおける現地セミナーの開催及び関係機関訪問について

国際協力部教官

庄 地 美菜子

坂 本 達 也

第1 はじめに

令和4年9月14日（水）から同月23日（金）までの間、内藤晋太郎法務総合研究所国際協力部長、法務総合研究所国際協力部教官庄地美菜子、同坂本達也、法務総合研究所総務企画部国際事務部門主任国際専門官菅原優志、吉村幸司法務総合研究所研究部総括研究官は、名古屋経済大学特任教授市橋克也（以下「市橋教授」という。）とともに、ウズベキスタンを訪問した。

ウズベキスタンに対しては、法執行アカデミー（旧・最高検察庁アカデミー）¹に対する刑事司法統計に関する支援、司法省に対する行政法解説書作成支援、独立行政法人国際協力機構（JICA）による国別研修「権利の保護と経済の自由化のための民事法の運用等に関する研修」（以下「JICA民事法研修」という。）等多くの活動を行っており、新型コロナウイルス感染症流行後、オンラインでの活動を継続してきたものであるが、今回、ようやく訪問をすることが叶ったものである。本出張の日程は別添のとおりであるが、本稿では現地でのセミナーの概要を中心に報告する。なお、本稿中の意見にわたる部分はすべて当職らの私見である。

第2 概要等

1 法執行アカデミーでの現地セミナーについて

法務総合研究所と同アカデミーは令和元年7月に包括的な相互協力の枠組みを定める協力覚書（MOC）を締結し、これに基づいて刑事司法統計に関するオンラインセミナー等を行ってきたものであるが、今回、現地でセミナーを実施した。

セミナーでは、同アカデミーの職員及び学生等を対象に、国際協力部庄地教官及び研究部吉村総括研究官から「犯罪白書の編さん 2021年の詐欺特集部分を中心に」と題する講義を行った。

参加者からは、どのような窃盗のタイプが多いのか、高齢者を対象とした犯罪が多いのはなぜか、検挙犯罪のうち再犯者によるものの占める割合が多いとのことだが、その理由や再犯防止のために政府が執っている方策は何か、など日本の犯罪情勢や政策全般についての質問のほか、地域別に犯罪多発地域について統計を取っ

¹ 2022年11月28日に発出された大統領令「On the introduction of a qualitatively new system of training qualified personnel」に基づき設立された、検察官、警察官など刑事捜査に関する人材のトレーニングを行うことを主な目的とする研修・研究機関であり、ウズベキスタン最高検察庁アカデミーをベースとして設立された。

ているか、日本のような犯罪白書を作成することでウズベキスタンにとってどのようなメリットがあると考えられるか、など統計作成に関する質問も多く寄せられた。なお、同アカデミーにおいては、国連薬物犯罪事務所（UNODC）の協力の下、地域別の犯罪頻発地域についての分析、グラフ等の形式による可視化を進めているとのことであり、当部において令和5年2月に実施する刑事司法統計に関する共同研究には、同アカデミーから所長以下5名の研究員が参加予定である。



（左）法執行アカデミー訪問の様子



（右）同所におけるセミナーの様子

2 行政法解説書作成支援活動について

(1) ウズベキスタンにおいては、2005年から2012年まで続いたJICAの支援の成果が結実し、2018年に行政手続法及び行政訴訟法が制定された。行政手続法は改正が予定されているものの、同国には、行政法の法原理（比例原則、信頼保護原則等）や法概念（行政行為、事实现象等）とその背景にある法理論についての蓄積がなく、法運用に向けた課題が多くあることから、当部においては、2019年から、市橋教授の御協力の下、それらの基本概念に関する解説を中心とした解説書作成支援を行っている。

本出張では、司法省行政手続法WGメンバーを中心とする10数名のウズベキスタン側参加者に対し、行政手続法に関するセミナーを実施するとともに、同WGメンバーと上記解説書作成支援のワークショップを実施した。また、タシケント区行政裁判所を訪問し、行政事件を傍聴するとともに同裁判所に所属する裁判官に対するインタビューを実施した。

(2) 行政手続法セミナー

行政手続法セミナーでは、市橋教授による日本の行政手続法の制定経緯に関する講義及び意見交換が実施されたほか、司法省担当者から行政手続法改正案の要点について紹介があった。

市橋教授による講義においては、日本の行政手続法の制定までには複数回の挫折があり、その中で最高裁判所が適正手続の基本原則を示すことなどによって、行政手続に適正手続を定着させ、1993年の行政手続法において結実したこと、日本の行政手続法は裁判例を基礎とする法典化の典型例である一方、ウズベキスタンの

行政手続法は、日本とは異なり、実務に先立って適正手続の基本原則に関する仕組みを設けており、この抽象的かつ一般的な仕組みが裁判や行政実務を通じて、いかに適用され実現されるかが課題であることなどが説明された。講義に対しては、参加者から多数の質問が寄せられ、特に行政手続法の施行に伴う行政機関の準備に関して質問が集中した。市橋教授からは、日本では特に行政手続法制定時には各自治体担当者が改正を要する処分基準、審査基準の洗い出しを行うなど大きな役割を担ったことなどが説明された。

また、司法省担当者からは、行政手続法の改正案についての要点が紹介された。最も重要な改正点として、行政手続法の適用範囲が大きく拡大され、租税関係、年金関係等もその適用対象となった点が紹介された。このほか、重要な改正点として、行政機関の理由付記を求める恣意性禁止原則の導入、裁量権濫用禁止の原則の導入、行政行為の職権取消と信頼保護原則に関する規定の改正などが紹介された。

(3) 解説書作成支援ワークショップ

これまでオンラインで続けてきたワークショップにつき、初めて対面で実施することができた。今年度は、本出張までに2回のオンラインワークショップを実施し、比例原則、信頼保護原則について、ウズベキスタン側から、各原則を適用した裁判例が紹介され、日本側からコメントをするなどの活動を実施してきた。一方、ウズベキスタン側においては、抽象的な法原理から、具体的な事例をイメージすることに困難があり、必ずしも各原則を適用した事例が紹介されたわけではなかった。

そこで、本出張におけるワークショップにおいては、8月のオンラインセミナーにおいて議論した信頼保護原則について、国際協力部坂本教官から、信頼保護原則と職権取消が問題となった日本の裁判例を複数紹介し、抽象的な法原理と具体的な事例を繋げるような講義を行った。

その上で、司法省行政手続法WGメンバーから信頼保護原則に関する解説書草案が発表され、これに基づいて、今後作成される解説書のイメージを共有した。時間の制約から、解説書の草案全てをその場で議論することはできなかったが、作成される解説書の中にはウズベキスタンの事例とともに日本の事例をも盛り込むこととなった。

ウズベキスタン側においては、法原理や法概念に対する事例の蓄積が少ないことから、今後は、まずはテーマとなった法原理や法概念に関する日本側の事例を紹介し、日本の事例を参照しながら、ウズベキスタン側でも解説書の掲載に適した事例を探すこととなり、約1か月に1回のペースでオンラインのワークショップを行い、適法性原則、比例原則、聴聞の機会、公開性、透明性及び明確性、平等原則、信頼保護原則、行政裁量の適法性をテーマとした検討を行うこととなった。

(4) タシケント区行政裁判所への訪問

タシケント区行政裁判所を訪問し、裁判傍聴を行うとともに、同裁判所所属の裁

判官らに対するインタビューを行った。

傍聴した事件は土地を巡る紛争であったが、介在した行政手続に誤りがあり（不利益処分となる職権取消につき、告知・聴聞の手続を怠っていた）、行政手続法の周知、運用改善の必要性を感じた。

また、上記事件の傍聴後に担当裁判官を含む同所所属の裁判官にインタビューを行った。ウズベキスタンの行政裁判所では、全体の判決のうち約7割が認容判決であるところ、その認容判決のうち約8割が行政庁の手続違法を原因とするものであり、また認容率が高いことなどから行政事件の出訴件数は増加傾向にあるとのことであった。行政手続法が求めるレベルと行政実務の実態との間には大きなそごがあり、多くの紛争を招いていることを実感した。今後も市橋教授をはじめとする日本側関係者の援助を得ながら、解説書を早期に完成させ、行政実務レベル向上の一助となるよう支援を継続する必要性を感じた。



(左) 行政手続法セミナーの様子



(右) タシケント区行政裁判所訪問の様子

3 JICA民事法研修について

ウズベキスタンにおいては、現在、民法改正を検討しており、私的財産に関する権利を強化するなど、企業活動を活性化させ、計画経済から市場経済への移行を促進する方向での改正が検討されている。

JICA民事法研修は、2020年より3カ年計画で、私的自治や第三者保護規定など、我が国における民事法の原則や仕組みを紹介したり、ウズベキスタンの改正民法案を検討したりするなどの支援を行っており、2023年度以降も継続して実施予定である。

本研修は、新型コロナウイルス感染症流行後、オンラインセミナーを中心に行ってきたところ、今回の訪問では司法省法政策研究部²の担当者と直接協議を行った。

ウズベキスタン側からは、調停について関心があり、特に調停前置主義など裁判所が実施する司法調停の手続等について知りたいという意向があったほか、これまでの

² 2015年に司法省内に設立され、司法部、行政管理促進部、社会福祉部、経済部の部門に分かれており、ウズベキスタン共和国の新政策下での法律問題の検討を行っている部門。現在は、民法改正のほか、社会監督、司法制度のデジタル化、汚職、サイバー化、道路交通に関する法律問題等の検討を行っている。

オンラインセミナーで行った第三者保護規定の事例を用いた検討が非常に有用であったので引き続き行いたいことや、民法改正に関する様々な個別論点について日本側の知見を提供してもらいたいという要望が寄せられた。日本の民法は、典型契約の数が少なく、多くの混合契約の性質決定を契約解釈に委ねている一方、ウズベキスタンの改正民法では典型契約の数を増やす方向が想定されているなど、前提とする民法典の在り方に相違は見られるものの、引き続き、日本側関係者の援助を得ながら、ウズベキスタン側から求められる必要な支援を行っていく所存である。



民事法研修の打合せの様子

第3 おわりに

ウズベキスタンは、当省から派遣された長期派遣専門家が対象国に常駐しているベトナムやインドネシアなどと比べると、カウンターパートとの関係構築に苦勞することも多く、新型コロナウイルス感染症蔓延による往来の困難な状況で支援を継続することには特有の難しさがあった。

特に行政法解説書作成支援及び刑事司法統計に関する法執行アカデミーに対する支援については、具体的な活動が始まる前に新型コロナウイルス感染症が蔓延したこともあり、スキームが何らできていない中、市橋教授や研究部研究官の御協力を得つつ、工夫を重ねながらほぼ毎月、オンラインセミナーを継続して行ってきたという経緯があるが、今回の訪問において、オンラインによる活動の2年間の積み重ねは相当なものであり、そのような努力を双方が続けてきたことには大いに意味があったと感じた。

今後、現地出張や訪日研修が再開後もオンラインでの活動を併用し、効果的な支援を行っていきたい。

最後に、市橋教授、関係機関との調整のほか現地での活動を全面的にサポートしていただいた名古屋大学ウズベキスタン事務所のエルドール・エルムロドフ副所長、通訳を引き受けていただいたタシケント法科大学准教授のジュラベック・ネマトフ氏ほか、全ての関係者の皆様にこの場をお借りして心より御礼を申し上げたい。

令和4年9月ウズベキスタン共和国出張日程表

日付	曜日	午前（開始）	フライト 時間	午後（開始）
9月14日	水	移動日		
9月15日	木	09:50 最高検察庁アカデミー （現・法執行アカデミー）着 ・10:00 コレンコ所長と会談 ・所内見学		（最高検察庁アカデミー） ・15:00 犯罪白書に関する講演（庄地 教官、吉村総括） ・16:40 記念館見学（刑事・司法に関 する統計の共同研究（招へい）に関 する打合せを含む。）
9月16日	金	09:50 在ウズベキスタン日本国大使館着 ・10:00 藤山大使との会談		14:00 名古屋大学ウズベキスタン事務所着 ・事務所メンバーと打合せ等 15:50 司法省着 ・16:00 司法省副大臣表敬 ・省内見学 ・WGメンバーとの打合せ
9月17日	土			
9月18日	日			
9月19日	月	09:45 司法省着 ・10:00 行政法に関する講義 （市橋教授） （WGメンバーを含む。）		14:20 裁判所着 ・14:30 裁判傍聴（行政）等
9月20日	火	08:30 タシケント駅発 10:40 サマルカンド駅着 11:00 内務省サマルカンド地方支局 ・所内見学 11:40 司法省サマルカンド地方支局 ・支局内見学 ・会談		14:00 最高検察庁アカデミー担当者との意見交 換等 18:00 サマルカンド駅発
9月21日	水	09:50 司法省着 ・10:00 民事法（JICA 国別研修） 打合せ		13:50 JICA 事務所着 ・14:00 所長と意見交換
9月22日	木	09:50 汚職対策庁着 ・10:00 アクマル長官と会談		13:50 司法省地方事務所（ワンストップサー ビス関係） ・14:00 所内見学 ・WGメンバーMT（市橋先生、坂本 教官） 17:30 名古屋大学ウズベキスタン事務所着 ・書類・荷物整理 19:00 タシケント空港（タシケント）着 21:20 タシケント空港（タシケント）発 （KE0942）
9月23日	金	移動日		